

士法改正案 今国会へ

自民議連、業適正化と情報開示提言

日事連会長「設計界振興へ大きな一歩」

自民党建築設計議員連盟（額賀福志郎会長）は27日に総会を開き、建築物の設計・工事監理業の適正化と建築主への情報開示の充実に向けた提言を採択した。提言をベースに、書面による業務契約の義務化や一括再委託の禁止範囲拡大などを盛り込む建築士法改正案をまとめ、今国会への提出を目指す。総会に出席した日本建築士事務所協会連合会（日事連）の三栖邦博会長は「設計界振興への大きな一歩」と法改正への期待を示した。

提言に盛り込まれた項目

- I. 士法改正で措置すべき事項
- 【設計・工事監理業の適正化】
 - ▷書面による業務契約の義務化（新設）▷一括再委託の禁止範囲拡大▷設計・工事監理業務の適正な代価での契約の責務▷管理建築士の責務明確化▷設計業務に関する保険契約の責務追加（新設）
 - 【情報開示の充実】
 - ▷建築士の免許証提示義務化（新設）▷免許証書き換え規定の明確化（新設）
 - 【その他】
 - ▷建築設備士の役割明確化（新設）▷建築士事務所の登録基準強化（新設）▷所属建築士変更の届け出義務化（新設）▷国土交通相・知事による建築士の調査権創設（新設）
- II. 建築士法の改正に併せて国土交通省が講ずべき措置
- 【設計・工事監理業の適正化】
 - ▷無登録業務の禁止徹底（技術的助言）▷建築士事務所の区分に関する情報提供の適正化（省令改正）
 - 【情報開示の充実】
 - ▷免許証記載事項の追加（省令改正・技術的助言）▷定期講習制度の合理化（省令改正）▷監督処分の合理化（処分基準等の改正）
- III. 今後の検討課題
- ▷小規模建築物の設計・工事監理の書面契約促進▷紛争処理の仕組み検討▷インターネットでの建築士情報の提供▷定期講習の実施機関要件

提言は、日事連、日本建築士会連合会（士会連合会）、日本建築家協会（JIA）の建築3会が昨年11月に提案した「建築設計監理業の適正化に向けた共同提案」を具体化するため、議連の下に設置した勉強会で行った関係団体ヒアリングや意見交換の成果を反映させる形でまとめた。

士法改正案では、延べ床面積300平方メートルを超える建築物を対象に、設計・工事監理の契約を書面で交わすことを義務付け、300平方メートル超の新築工事では業務を一括して再委託（丸投げ）することを禁じる。国土交通相が定める設計報酬基準

に準拠した代価で契約する努力規定も設ける。現行法で「技術的事項の総括」を担うとされる管理建築士の責務を明確化。設計業務で生じた損害を賠償するための保険契約の努力義務も課す。情報開示の充実策として、建築主から請求があった場合は建築士免許証の提示を義務付け、免許証や免許証明書の記載事項に変更があった場合の書き換えを規定する条文も設ける。建築士を処分する際に必要となる国交相や都道府県知事による調査権も創設する。法改正と併せ、定期講習を現行の3年ごとから5年ごとに変更する省令改正などを検討する。さらに今後の検討課題として、書面契約義務化の対象とならない300平方メートル以下の建物について、関係団体がモデル契約書を作成して普及を図るよう提案。士会連合会と都道府県建築士会がインターネットによる建築士情報の提供システムを構築し、制度化を検討することも求めた。今後、今国会への改正案提出に向け党内手続きと並行し、与党内や野党との調整も進めていく。ただ、今国会では国交省関連だけでも11本の法案が既に提出されており、会期中の成立は厳しいとの見方もある。